

## IC クレジットカード・スーパーIC カード 反社会的勢力の排除条項

### 三菱東京 UFJ-VISA 会員規約

#### 第 13 条の 2 (反社会的勢力の排除)

1. 会員が、次の各号の一にでも該当し、会員との取引を継続することが不適切である場合には、会員は、当行からの請求によって、本規約に基づく債務全額について期限の利益を失い、第 7 条に定める返済方法によらず、直ちに当行に対する未払い債務をお支払いいただきます。

会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった

時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）であることが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当した場合。

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目

的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜

を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

会員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. クレジットカード契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

2. 前項の場合において、会員が住所変更の届出を怠る、あるいは会員が当行からの請求を受領しないなど、会員の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

3. 前 2 項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、当行に賠償の請求をしないものとします。また、当行に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。